

あなたの**はじまり**を応援します！

介護分野への就職

障害福祉分野への就職

をお考えのみなさまへ

就職準備金のごあんない

他業種等で働いていた方が、介護分野、障害福祉分野に就職する際に必要な費用をお貸しする制度です。

対象となる方

就職する事業所・施設など分野によって、利用できる貸付の資金の種類が異なります。

介護分野就職支援金

以下の要件をすべて満たす方が「介護分野就職支援金」の対象です。

- ①福井県内に住民登録をしている方
- ②介護職未経験の方
- ③介護職員初任者研修以上の研修を修了した方
(④の就労と同時に研修受講する方も申請可能ですが、研修を修了できなかった場合は、貸付金を返還していただきます。)
- ④県内の介護サービス事業所・施設の介護職員等として就労する方(雇用形態が正規職員または労働日数および労働時間が正規職員の3/4以上)

障害福祉分野就職支援金

以下の要件をすべて満たす方が「障害福祉分野就職支援金」の対象です。

- ①福井県内に住民登録をしている方
- ②障害福祉職未経験の方
- ③介護職員初任者研修以上の研修を修了した方
(④の就労と同時に研修受講する方も申請可能ですが、研修を修了できなかった場合は、貸付金を返還していただきます。)
- ④県内の障害福祉サービス事業所・施設の障害福祉職員等として就労する方(雇用形態が正規職員または労働日数および労働時間が正規職員の3/4以上)



県内介護事業所
2年間従事すると
貸付金の返還が
全額免除！

就職準備費用
貸付上限 **20**万
無利子
(1人1回限り)



対象となる経費

介護分野、障害福祉分野に新たに就職する際に必要となる費用で、次のようなものが対象となります。

- ・子どもの預け先を探す際の活動費
 - ・介護に係る軽微な情報収集や講習会参加経費、参考図書等の購入費
 - ・介護職員等として働く際に必要となる靴や道具または当該道具を入れる鞆等の被服費
 - ・敷金、礼金または転居費など転居に伴う場合に必要となる費用
 - ・通勤用の自転車またはバイクの購入費 など
- ただし、就職日前後3か月以内の支出に限ります。



返還が生じた場合について

※返還が生じそうな場合には、お早めにご相談ください。

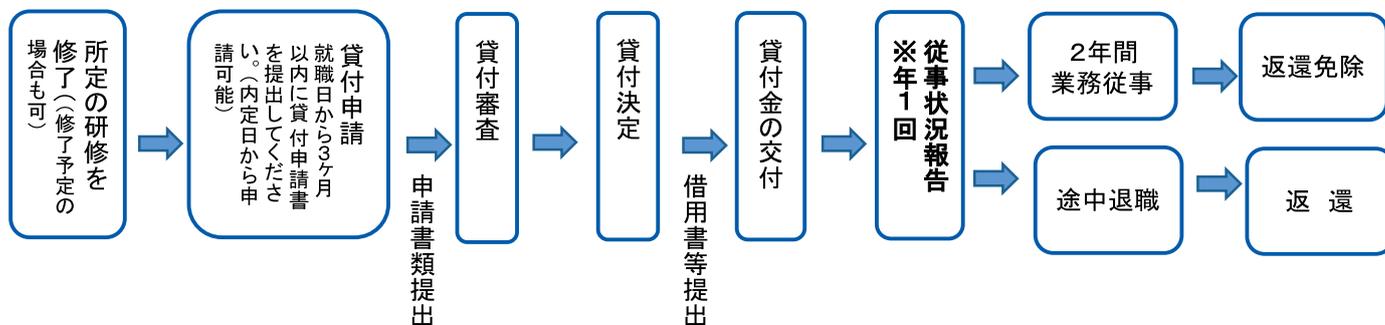
- [返還期間] 返還事由が生じた日の翌月から6か月の措置期間を経過したあと1年以内に返還
- [返還方法] 月賦・半年賦による均等払い、または一括払い(繰上げ返還も可)
- [延滞利子] 年3%(返還期日が過ぎても返還が完了しない場合)

留意事項

- ①申請には、連帯保証人(1名)が必要です。
- ②他事業(「介護福祉士等修学資金」、「離職した介護人材の再就職準備金」、「介護分野および障害福祉分野就職支援金」等)を利用した方は申請不可です。
- ③介護職員等および障害福祉職員等とは、主たる業務がサービス利用者に直接サービスを提供する方です。

介護分野 障害福祉分野 就職支援金貸付手続きイメージ図

※全ての手続きを表しているものではありません。



貸付申請に必要な様式は、福井県社会福祉協議会のホームページからダウンロードできます。

【問い合わせ先】 社会福祉法人 **福井県社会福祉協議会** 地域福祉課
 〒910-8516 福井市光陽2丁目3-22(福井県社会福祉センター内)
 電話 0776-24-4987(直通) / FAX 0776-24-0041
 ホームページ <https://www.f-syakyo.or.jp>

